

『県アドバイザー派遣事業を活用した宇佐市における 基幹・拠点・協議会の一体的取り組みについて』



宇佐神宮
御鎮座
1300年
USAJINGUU 1300 YEARS



大分県宇佐市・宇佐市自立支援協議会

宇佐市の紹介



平成17年合併
宇佐市 安心院町 院内町

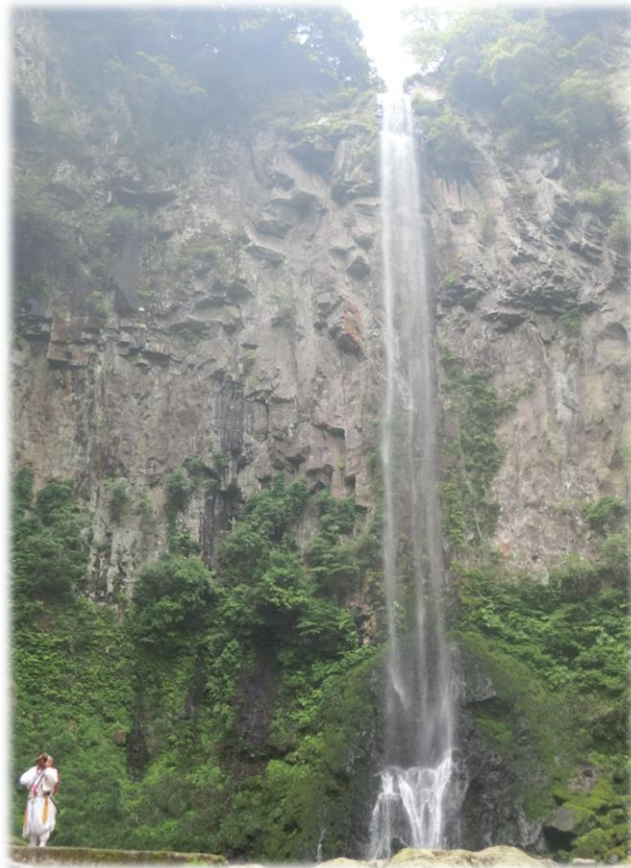
面積 439.05km²

総人口 51,955人
(令和7年1月1日現在の人口)



観光

東椎屋の滝 (高さ85m)



宇佐神宮 (今年 御鎮座1,300年)



岳切溪谷 (約2kmの沢歩きが楽しめる)

食文化

宇佐からあげ
(専門店発祥の地)



安心院すっぽん
(美味求真の原点)



宇佐どぜう
(養殖量日本一)



宇佐市における地域生活支援拠点等の取り組み（拠点を整備するまで）

年度	取り組み内容	県・県ADからの支援
平成30年	・ 何から手を付けてよいのかわからない状況 ・ 拠点ブロック会議（大分県・厚生労働省共催） 委託相談支援事業所と市が参加 ・ コアメンバーにて宇佐モデルの骨子を作成	・ 拠点等整備に向けて、コアメンバー（行政・委託相談）にて今対応出来ている事、対応出来ないことについて整理を行う様助言を受ける
令和元年度	・ 県AD派遣を活用し、協議会全体会委員向けの説明及び、市内事業所向けの研修会を開催 ・ 全体会にて令和2年度末までの拠点等整備にむけたロードマップ及び地域生活支援拠点等ワーキング設置を提案し承認をえる	・ 県ADが講師となり、協議会委員、市内事業所にむけて「地域生活支援拠点等」の説明会 ・ 県ADから令和2年度末の設置に向けたロードマップ作成の助言を受ける ・ 県ADより設置に向けた協議の場合「拠点等ワーキング」の提案を受ける
令和2年度	・ 協議会の下部組織として「拠点等ワーキング」を設置し本格的な協議を開始（県ADにも参画頂く） ・ 県ADのアドバイスの下、市内法人へのヒアリングを実施し拠点事業の説明及び協力を依頼（その際、特定相談支援事業所増加に向けた働きかけを行う） ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業の導入に向けた協議・検討 ・ 協議会 全体会にて宇佐モデルの提案、承認	・ 市内事業所で活動している県ADにも拠点等ワーキングに参画して頂く ・ 市内法人の所属長へ協力依頼を目的としたヒアリング実施のアドバイスを受ける ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業の導入のアドバイスを受ける
令和3年度	・ 拠点等の運用開始 ・ 地域生活支援部会に拠点委員会、研修委員会を設置 ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業を導入し、委託相談支援事業所が地域の相談支援事業所をフォロー及びスーパービジョンを行う体制とする	・ 拠点等の検証・検討を協議会を活用して行うことの重要性についてアドバイスを頂く

おせっかい訪問

おせっかい訪問

拠点等ワーキングの取り組み（1回／月）

- 宇佐モデルの検討（面的整備型）について
- 事前登録（対象者）について
- 緊急時の定義について
- 緊急時相談・受入対応のフロー図作成について
- 市内法人へのヒアリングについて
- 一人暮らし体験部屋の活用について
- 地域定着支援の活用について

参加者（13名）

- ・市
- ・委託相談支援事業所
- ・社会福祉協議会
- ・ST担当者
- ・障がい者支援施設担当者
- ・親の会 代表
- ・県AD

○市内で活動している県ADのアドバイスの下、今 宇佐市で出来ている取り組み、出来ていない事を整理し、宇佐モデル作りと地域の福祉サービス事業の協力体制構築に向け、市と委託相談支援事業所がタッグを組んで行う市内全法人を対象にしたヒアリングを行った。

※令和2年度末、拠点等整備後解散

宇佐市地域生活支援拠点のPOINT！

- ・地域の事業者等が拠点の機能を分担して担う**面的整備型**で行う。
- ・**事前登録制**（あらかじめ対象者を把握し、**緊急時の対応や受け入れする事業所を決めておく**）
- ・緊急時は**身近な所**での受け入れ（**慣れた場所での慣れた支援者による支援**）
- ・緊急時や親なき後に備え、**平常時から短期入所やグループホーム等を体験**し慣れておく。
- ・自立支援協議会等を通じて、**地域の支援者の人材育成やネットワークの強化**を図る。

事前登録「対象者」

在宅で単身等（＊）で生活する障がい者のうち、障がい特性に起因して生じた緊急事態等に、家族等による支援が見込めず支援者の介入（支援）が不可欠な者。
その他、宇佐市長が特に必要と認めた者。

＊同居する家族が障がいや疾病、高齢等の理由により、緊急時の支援が見込めない状態にある障がい者も含む。

【対象外】

- ①施設入所者、②グループホーム入居者、③18歳未満の児童、
④ケアプラン対象者、⑤緊急時の同居の家族等が対応できる者

事前登録「対象者」

「緊急時」の定義

地域生活支援拠点の「対象者」のうち、**支援者の介入が不可欠な状態（宿泊を伴うか否かは問わない）**。その他、宇佐市長が特に必要と認めた場合。

【対象外】

- ①大規模な災害、②感染症、③虐待が疑われる場合、
④措置入院に該当する場合、⑤家族等が対応できる場合

地域生活支援拠点等ネットワーク運営推進事業（体験利用等居室確保事業）

宇佐市では、
自立生活を営む障害のある方を対象に
「短期間のひとり暮らし」を
体験できる事業を行っています！
～地域移行のための安心生活支援事業～

ひとり暮らし、 体験してみませんか？

部屋代 1,645円/日
※電気・水道代は自己負担となります

※電気・水道代は自己負担となります

オール電化

洗濯機は車椅子対応で広々

段差のない玄関

※上記以外にも、
電子レンジ・インターホン等を
備え付けております！

□■写真もあります

【対象者】
宇佐市に住所を有する障がいのある方で、ひとり暮らし等の自立を自覚する方
※自治を伴う場合は、自治可能な方に限ります

【利用の流れ】

1. 宇佐市福祉障害者福祉課に相談または利用申請
2. 相談支援事業所にサービス等利用計画作成依頼
3. (本人と事業所にて) 利用サービス等の調整
4. サービス等利用計画の提出（未申請の際は、併せて利用申請）
5. 利用開始（※連絡で最長6泊可能です！）
6. 利用終了（※退室される際は、預伏復帰を！）
7. 部屋代の支払い（利用終了後、宇佐市より請求）

まずは相談！！

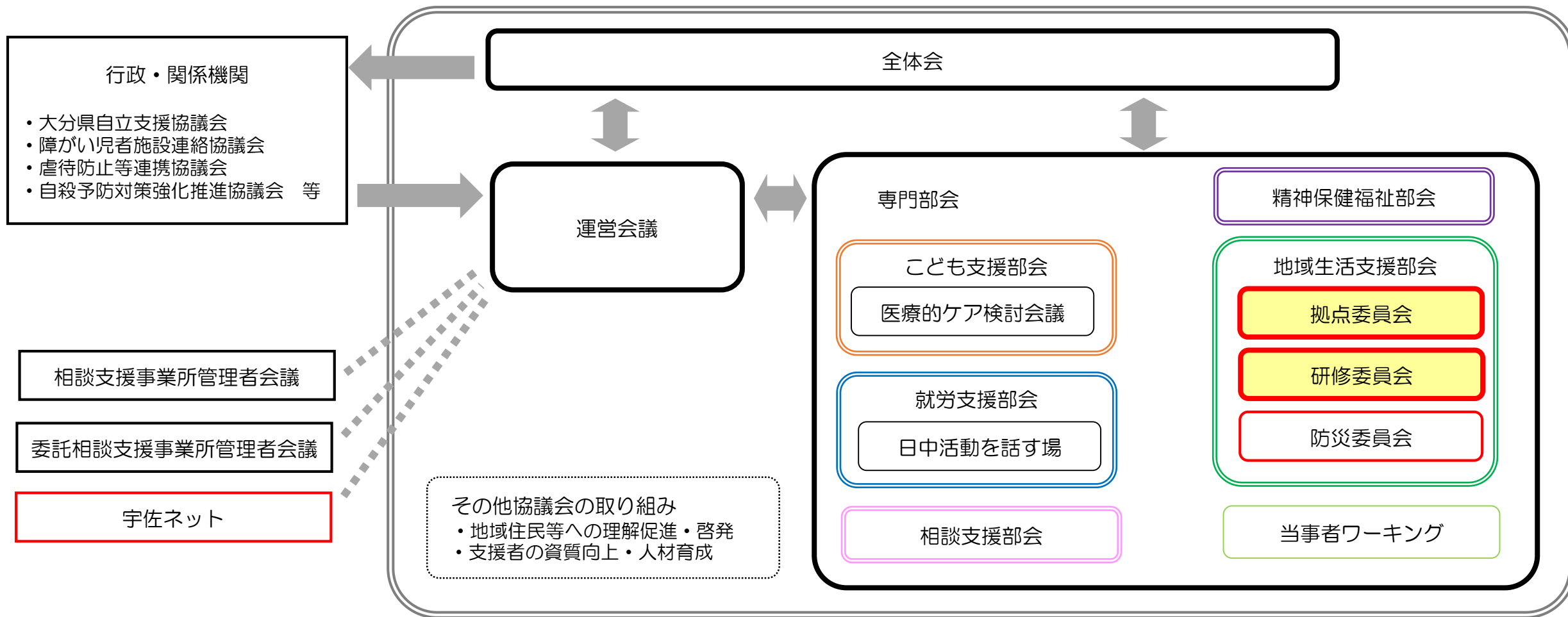
約1ヶ月間
※既に計画のある方は申請後、1週間程度で利用可能です

【所在地】 マイハウスぽかぽか：宇佐市大字島宇佐2531番地の7（A号）

マイハウス ぽかぽか

＜問い合わせ先＞
宇佐市福祉障害者福祉課
電話：0978-27-8141（直通）

令和6年度宇佐市自立支援協議会



宇佐市自立支援協議会は、サービス担当者会議や個別支援会議等から全体会までのすべてのプロセスを指しています。つまり、このプロセスに関わっていただいているすべての方が『協議会の担い手』です。

(課題抽出)

サービス担当者会議

個別支援会議

ケース検討会議

市等への相談 12

宇佐市における地域生活支援拠点等の取り組み（拠点を整備後）

年度	取り組み内容	県・県ADからの支援
令和4年度	・コロナ禍ではあるが、地域生活支援部会の中で、拠点等委員会・研修部会を実施 ・相談支援部会で拠点等対象者の抽出 ・マネジメントされていない方への対応について協議	・登録希望しない方への見守り体制についての助言を受ける ・マネジメントされていない方への緊急時対応についての助言を受ける おせっかい訪問
令和5年度	・拠点等委員会にて市内事業所を対象に学習会（講義・事例検討）を開催 ・県ADの助言を受け、登録希望をしない方で周囲が心配な方への見守り登録について検討 ・県ADの助言を受けマネジメントされていない方の緊急受入について検討 ・県ADの助言を受け、困難事例（精神保健福祉分野での介護分野との連携）について協議会（全体会）に報告。地域体制強化共同支援加算を算定。→研修委員会で介護保険分野の方も対象にした精神保健についての学習会を開催	・マネジメントされていない方への緊急時対応について地域生活支援事業の活用への助言を受ける ・困難事例から地域課題の抽出の流れについての助言を受ける
令和6年度	・市内登録事業所のリスト作成 ・緊急時対応事例の拠点委員会での報告及び検討 ・登録台帳の更新についての協議 ・マネジメントされていない方への緊急時対応を地域生活支援事業（居住サポート）委託している事業所にて実施 ・拠点コーディネーター配置にむけての協議 ・拠点等委員会にて市内事業所を対象に学習会（講義・事例検討）を開催 ・強度行動障がいへの対応について→研修委員会にて学習会を開催 ・拠点委員会にて地域移行への推進について協議開始（障がい者支援施設の移行確認担当者が参画）	おせっかい訪問 ・市内事業所の登録促進のために学習会の継続についてアドバイスを受ける ・拠点コーディネーター（加算）の配置がすぐに難しい場合は、地域生活支援事業の継続についてアドバイスを受ける。※いずれは加算での対応を目指す事。
令和7年度	・基幹設置に伴い、協議の場が地域生活支援部会から多領域専門部会へと変更する ・県ADを講師とした、市内事業所を対象に学習会を実施 ・医療的ケア児の受入について、協議会の医療的ケア検討委員会と連携し協議を開始 →多領域連携部会にて市内事業所・教育機関・こども園・介護保険事業所対象に医療的ケアの学習会を開催	おせっかい訪問 ・拠点等の検証・検討を協議会を活用して行うことへのアドバイスを受ける

地域生活拠点事業の継続・充実を図るため

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）

令和6年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数（507億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。
また、障害福祉計画の国の基本指針（告示）により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、**地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化**に対応するために必要な予算を要求する。

2 事業の概要

- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - ・ 拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握
 - ・ 入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ
 - ・ 緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり 等
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。
- 地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

- ・ 実施主体：市町村
- ・ 補助率：国：1／2以内
都道府県：1／4、市町村：1／4

12

上記の事業を継続活用し、**地域生活支援拠点等機能強化加算**の算定要件を満たすまでの**実施体制が整備されるまでは**、**拠点コーディネーター**を配置して、体制の維持・発展に努める。

多領域連携部会（4回／年）

拠点等委員会（3回／年）

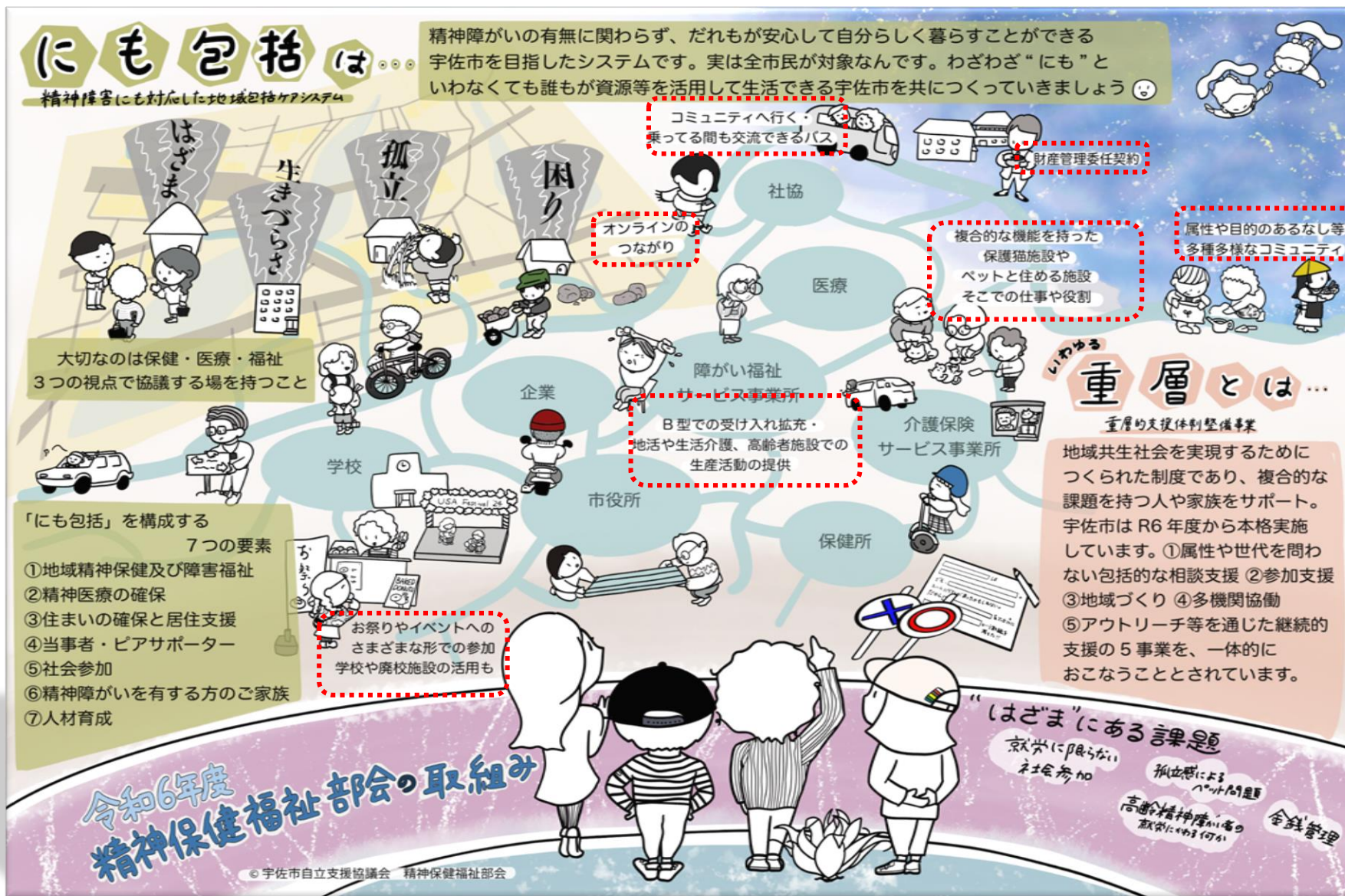
精神保健福祉委員会（4回／年）

目的

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図り、緊急時に備えるための相談支援体制や地域移行に向けた働きかけ並びに専門的人材の育成・確保、地域の関係機関（他領域）との連携体制を構築することを目的としています。「拠点等委員会」「精神保健福祉委員会」をサポートする形で部会を運営。地域生活支援拠点等の活動から抽出された課題への対応の1つとして研修会を開催し人材育成に努める

取り組みの見える化を図る

精神保健福祉委員会（にも包括の構築推進）



多領域連携部会（拠点等委員会）の取り組み

参加者（14名）

市

基幹相談支援センター（拠点コーディネーター配置事業所）

委託相談支援事業所

相談支援部会代表（相談支援専門員）

ショートステイ担当者

障がい者支援施設 地域移行意向確認担当者

精神科医療機関 精神保健福祉士

- 緊急時対応事例の報告
- 登録台帳の更新について
- 市内登録事業所増加に向けた取り組みについて
 - ＜拠点等の学習会企画及び実施＞
- みまもり登録のあり方について
- 対応出来ていない取り組みについて
 - ＜強度行動障がい・医療的ケアへの対応事業を増やすための学習会の開催等＞
- 地域生活への移行・継続の支援に向けて、障がい者支援施設の移行確認担当者から意向確認状況を把握。精神分野においては精神保健福祉委員会との紐づけ

宇佐市自立支援協議会 地域生活支援部会（拠点委員会）

- 【Plan】
拠点等に期待される役割の認識の共有・確認
※各市町村モデルを協議する場が設置されている
- 【Plan／Do】
地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の
支援を図るため利用者からのニーズの適切な把握
※実際に活動が進められている
- 【Check①】
評価指数を活用した機能の実施状況の自己評価
※現状の課題整理、今後の対応の検討



宇佐市自立支援協議会 相談支援部会

- 【Plan／Do】

地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の支援を図るため利用者からのニーズの適切な把握

※実際に活動が進められている

- 登録対象者の絞り込み
- みまもり対象者についての検討
- 地域定着の促進等



宇佐市自立支援協議会 全体会

【Check②】

協議会への報告と利用者・
関係機関による評価の実施

※協議会等による評価



宇佐市障がい福祉計画評価委員会

【Check②】

協議会等への報告と利用者・
関係機関による評価の実施

※協議会等による評価



宇佐市自立支援協議会 地域生活支援部会 (研修委員会)



【Action】

協議会等による評価を踏まえた不足する施策の検討・
提案・実施

※協議会の評価を踏まえ、地域課題を抽出し対応策
(社会資源の創造・人材育成研修等)を行う



基幹相談支援センター設置にむけた取り組み

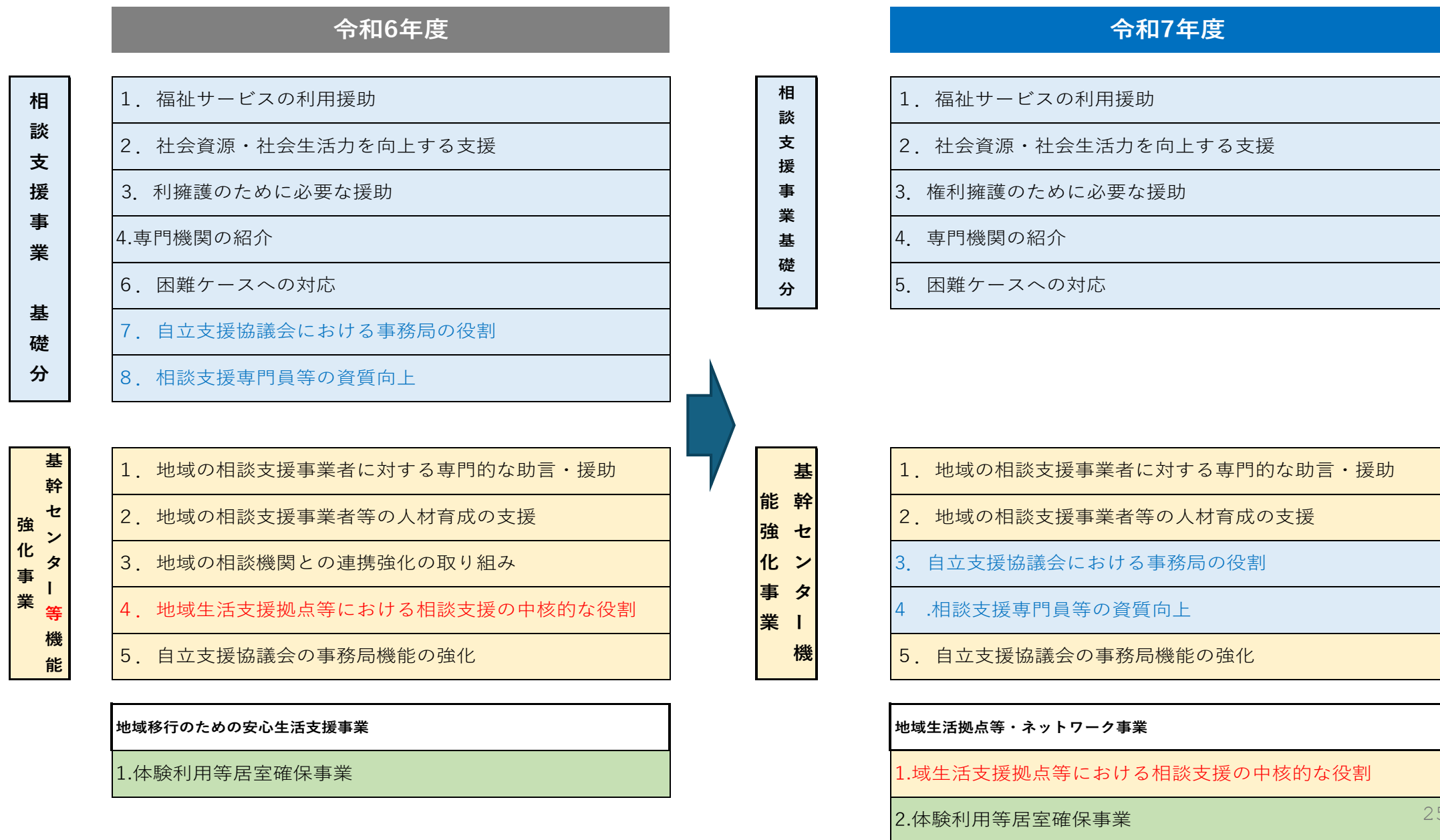
年度	取り組み内容	県・県ADからの支援
令和4年度	・基幹相談支援センター設置にむけて市と委託相談支援事業所3カ所で協議開始 ・どこから手を付けて良いのかわからない	・県内で設置済みの基幹相談支援センター視察の助言を受ける おせっかい訪問
令和5年度	・県ADの助言を受け県内設置済みの基幹相談支援センターの視察を行った ・委託相談支援事業所3カ所をベースと考え、3事業所と調査・研究の為、1回／月協議を行った →県ADの助言を受け基幹の中核的機能③④を中心に考え宇佐市の基幹を検討。令和7年度からスタートできるロードマップを作成	・令和6年度より地域生活支援事業の基幹相談支援センター等機能強化事業の「等」が外れ基幹相談支援センター設置が必須で資格要件も変更された旨の情報提供 ※大分県自立支援協議会 市町村担当者会議にて ・基幹に向けて、コアメンバー（行政・委託相談）にて今対応出来ている事、対応出来ないことについて洗い出しを行うよう助言をうける ・基幹の機能については、中核的機能③④をメインに考えてみるよう助言を受ける
令和6年度	・第1回自立支援協議会全体会へタイムスケジュール（ロードマップ）を説明 ・2カ月に1回、委託相談支援事業所と管理者レベルの協議を行い仕様書の協議及び協議会の役割分担表の作成を行った。 ・第4回自立支援協議会全体会にて承認 ・令和7年3月21日 基幹相談支援センター 2事業所設置	・仕様書記載についての助言 仕様書だけではなく、協議会の役割分担の可視化について助言を受ける。 おせっかい訪問
令和7年度	・運営開始 ・設置に伴い、協議会の組織図を再編「運営会議を支える基幹相談連絡会議」を新たに設置 ・基幹相談と市が連絡を図れるように顔の見える関係の構築を目指し市が基幹に出向く「基幹巡回相談」基幹や他の関係者と情報交換し横のつながりを強化するための「共創ミーティング」を創設	・官民協働体制のフォローやメンテナンスについて助言を受ける おせっかい訪問

基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の役割・機能

- 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等それぞれの役割や機能は異なるが、障害者等の地域生活を支援する体制づくりを担う点は共通。
各々の役割や機能を踏まえた効果的な連携体制の構築が必要。

	基幹相談支援センター (地域における相談支援の中核的な機関)	地域生活支援拠点等 〔障害者等が地域で安心して暮らすための サービスの拠点・連携体制〕
設置・整備 主体	市町村が設置主体（複数市町村による共同 設置可） ※指定特定相談支援事業所等に対する委託可	市町村が整備主体（複数市町村による共同 整備可）
役割・機能	地域における相談支援の中核的な役割を 担う機関 ①障害者相談支援事業・成年後見制度利用 支援事業 ②他法において市町村が行うとされる障害 者等への相談等の業務 ③地域の相談支援従事者に対する助言等の 支援者支援 ④協議会への運営への関与を通じた「地域 づくり」	地域生活における安心の確保＋地域生活 への移行の推進 ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成等

基幹相談支援センターを設置に伴う現委託仕様の整理



予算を確保するための取組イメージ

予算イメージ図 1事業所当たり

○年度比較

	委託相談		機能強化
令和6年度	1人	2人	1人
財源	交付税		一財 補助金

	委託相談	機能強化	
令和7年度	1人	1人	2人
財源	交付税	一財	重層交付金

○人数比較

	委託相談		機能強化
令和6年度	1人	2人	1人
	委託相談	機能強化	
令和7年度	1人	1人	2人

仕様の見直しによる人員配置の増減

委託相談 2名→1名 △1名減

機能強化 1名→2名 1名増

○財源比較

	委託相談		機能強化
令和6年度	交付税		1/4 一財 3/4 国・県
	委託相談	機能強化	
財源	交付税	1/4 一財	3/4 国・県

交付税・一般財源 仕様の見直しで一般財源圧縮

補助金 歳入が地域生活支援事業補助金
交付金 →重層的支援整備体制事業で歳入率が増

圧縮

事業費は増になったが、仕様の見直しと、歳入の変更により一般財源が圧縮されたことで、

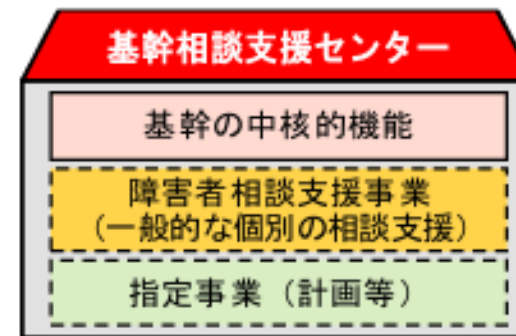
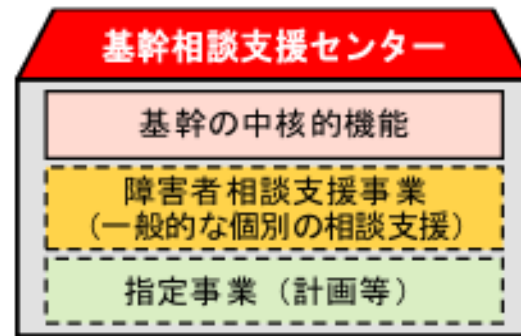
◎財政当局との予算折衝に対し、目的や必要性、財源についても説得力のある交渉材料となった。

◎内容の充実と委託費のベースアップに繋がられ質の維持、継続可能となった。

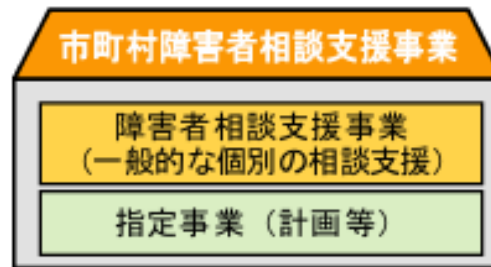
◎相談支援事業や基幹相談支援センターの財源である交付税措置基準額の増も後方支援となった。

宇佐市の相談支援事業所 3 層位置づけ

基幹センター 2

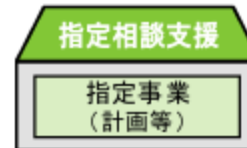
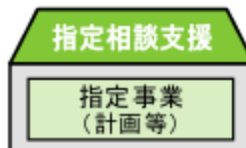
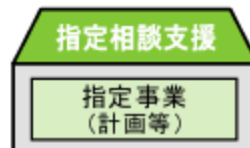
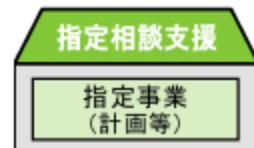


委託相談支援事業所 3 (内 基幹センター 2含)



特定相談支援事業所 12

(内 委託相談事業所 3含
(内 基幹センター 2含)



...

市と基幹と委託相談との役割分担について

④協議会への運営への関与を通じた地域づくり

◎は主担当 ○は副担当

	A基幹相談支援事業所	B基幹相談支援事業所	C委託相談支援事業所	その他の事務局	市
全体会・運営会議	◎	◎	○		◎
こども支援部会			◎		○
地域生活支援部会	○	○	○		◎
就労支援部会		◎		就業・生活支援センター	○
多領域連携部会	◎				○
相談支援部会	◎	◎	◎		○
当事者ワーキング		○	○	社会福祉協議会	◎

※主担当、副担当の役割は仕様書の中に盛り込んでいる。

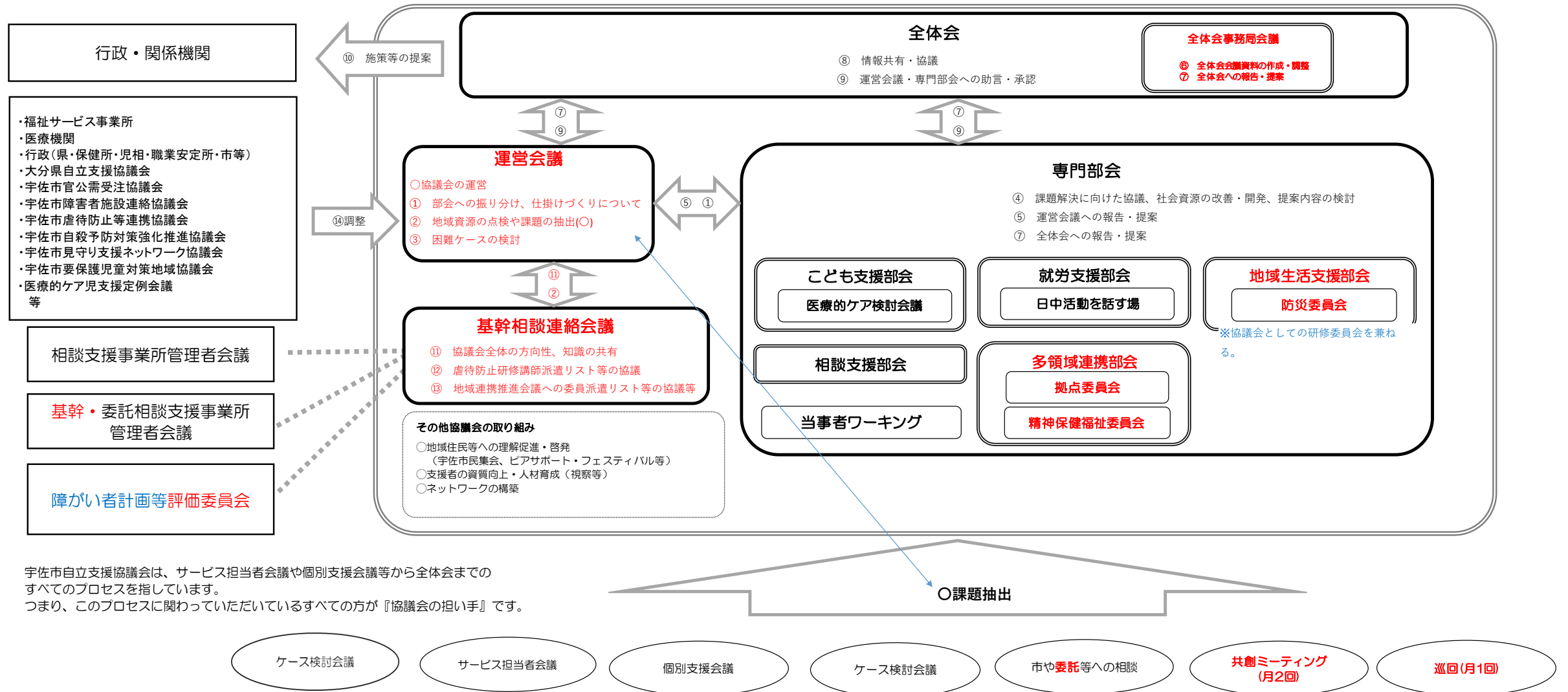
＜基幹事業所は、機能強化2名分・基礎事業1名分委託されている＞

＜委託事業所は、基礎事業2名分委託されている＞

- ・主担当：部会内容の組立、議案等会議資料の作成、事務局会議日程等の調整、部会進行
- ・副担当：開催案内の通知等送付準備、行事の事務局
- ・市担当：主担当の補佐、開催案内通知等送付、行事の事務局（地域生活支援部会・当事者ワーキングは主担当）
- ・共通業務：自立支援協議会の運営、議事録作成、資料・情報収集、部会の会場準備

令和7年度 自立支援協議会組織図

④協議会への運営への関与を通じた地域づくり



令和7年度 自立支援協議会 部会開催日

	こども支援部会		就労支援部会	相談支援部会	地域生活支援部会		多領域連携部会			当事者ワーキング	キックオフミーティング	基幹相談連絡会議	運営会議	全体会事務局	全体会	障がい者計画等評価委員会	相談支援事業所管理者会議
	こども支援部会 (木15:00～16:30)	医療的ケア検討会議 (木15:00～16:30)			地域生活支援部会 (金15:00～16:30)	防災委員会 (月15:00～16:30)	多領域連携部会 (水10:00～11:30)	拠点委員会 (水10:00～11:30)	精神保健福祉委員会 (水10:00～11:30)								
4月				4月18日 33・34会議室							4月30日 図書館視聴覚ホール	4月8日 市(26)	4月10日 28会議室				
5月					5月30日 26会議室				5月28日 26会議室			5月13日 ルポーズ	5月22日 28会議室				☆5月21日(水) 26会議室
6月	6月26日 24会議室		6月20日 23会議室	6月6日 23会議室				6月18日 27会議室	6月25日 26会議室	6月11日 多目的ホール		6月10日 ぬくもり暖					※終了後、基幹・委託のみ
7月		7月3日 23・24会議室				7月28日 28会議室	7月9日 23・(24)会議室					7月8日 市(26)		7月11日(金) 25会議室	7月31日 23・24会議室		★7月16日(水) 26会議室
8月				8月1日 多目的ホール						8月27日 多目的ホール		8月5日 ルポーズ	8月21日 26会議室				
9月	9月18日 24会議室		9月5日 23会議室		9月26日 23会議室			9月10日 26会議室				9月9日 ぬくもり暖					
10月				10月3日 多目的ホール			10月1日(24) (10月29日研修B11～13)					10月14日 市(26)		10月9日 多目的ホール	10月23日 B11・13会議室	10月16日 B11・13会議室	
11月	11月20日 33・34会議室		11月14日 B11・12会議室							11月12日 23会議室		11月11日 ルポーズ	11月6日 26会議室				★11月21日(金) 26会議室
12月		12月4日 23会議室		12月19日 多目的ホール		12月8日 28会議室		12月17日 27会議室				12月9日 ぬくもり暖					
1月	1月29日 33・34会議室				1月23日 23会議室		1月28日 23会議室		1月14日 26会議室			1月13日 市(26)	1月8日 26会議室				☆1月21日(水) 23会議室
2月			2月13日 23会議室	2月6日 多目的ホール						2月4日 多目的ホール		2月10日 ルポーズ		2月26日 23会議室			※終了後、基幹・委託のみ
3月												3月10日 ぬくもり暖	3月19日 28会議室		3月5日 23・24会議室		
開催回数	4回	2回	4回	6回	3回	2回	3～4回 (内研修会2～3回)	3回	3回	4回	1回	12回	6回	3回	3回	1回	特定指定 2回 基幹・委託 4回 (★は基幹・委託と市のみ、 ☆は、特定指定終了後、基幹・委託と市のみ)
事務局役割分担	ぬくもり暖		◎	◎	○	○					○	◎	○	○	○		
	アーチ			◎	○	○	◎	◎	◎		○	◎	○	○	○		
	すまいる	◎	◎	◎	○	○					○		○		○		
	市	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

専門部会21回+委員会8回+会議24回+その他12回=65回

基幹相談支援センターとの連携強化の取組

基幹相談連絡会議

協議会のブレイン機能

■協議会や地域づくりについての方向性の共有

- ・協議会全体の方向性の確認
- ・国、県の最新動向
- ・施策事業の現状や、課題、具体的改善方法の検討

■頻度

月1回 第2火曜日 10:00～ 1時間30分程度

■役割

- ・会場 市と基幹センターで持ち回り
- ・司会 基幹センター
- ・議案 事前に検討したい地域課題を市に報告
- ・議案書作成 市
- ・議事録 市
- ・市 3名 基幹センター 2名×2事業所

■課題等

- ・運営委員会との連携・協働のシステム化

基幹巡回訪問

顔の見える横のつながり強化

■情報提供、情報共有

- ・協議会の部会について
- ・個別支援ケースについて
- ・今後の取組、仕掛について

■頻度

月1回 第4火曜日 13:30～ 1時間程度

■役割

- ・場所 基幹センター
- ・訪問 市から、専門職2名(社会福祉士)、総括(係長)の内1名
- ・対応者 主任相談支援専門員やその他の相談支援専門員

■課題等

時間が確保できているので、他の協議に充てられる。

共創ミーティング

相談より「雑談」から共に創造し新たな目標を創っていく。

■夢や、あったらいいなあを語る場

- ・先進地の事例共有
- ・個別課題から必要なものの検討
- ・ワクワクすることの作戦会議

■頻度

月2回 第1・3火曜日 16:00～ 1時間程度

■役割

- ・場所 市役所 会議室
- ・対応者 市から、専門職2名(社会福祉士)、総括(係長)の内1名以上
- ・参加者 任意だが基幹センターはなるべく参加して欲しい。

■課題等

- ・まだ基幹センターや、委託以外の方の参加に至っていない。

「キックオフミーティング(合同専門部会)について」



内 容

- ・ 令和7年度の**協議会のスタート**にあたり、協議会に関わる人が**同じ方向を向いて**取り組みたいという思いから、協議会の構成員、地域の障害のある方、県下の委託相談、基幹、市町村担当者、県職員等に**参加を呼びかけた**。
- ・ **市長に冒頭の挨拶**をいただくことで、担当部・課長が**異動しても歩みを止めない決意の共有**の場とするとともに、**他市町村からの参加**によって取組の横展開を企図

県アドバイザー支援を受けて

○何から取り組んでよいか**わからない状態**から、**地域の実情**に応じたアドバイスを頂けて助かった（**ロードマップ**を一緒にえがいてくれる）

○おせっかい型の訪問支援は、基本1年に1度であるが、**緊急度や重要度により都度対応、訪問**していただけたので、それまでに課題の整理や進捗管理を客観的立場でアドバイスしていただき助かった（モチベーションの向上・スケジュール管理）

○市が直接、民間事業所に言いにくい事を伝えてくれて助かった

○県ADと繋がる事で、些細な疑問もすぐに相談できる
（県に直接お聞きする前の**クッション**になる事等）

○県と県ADが開催してくれる**市町村担当者会議（2回／年）**や基幹・拠点等の関係者を集めた**勉強会（3回／年）**に出席することで、県内の好事例が知れる事や、GWで似たような市町村の取り組み情報が分かり**横展開**しやすい

官民協働の取り組みをスタートしてみてもいい

宇佐市

○行政の人事異動に振り回されにくい

- ・ 人が変わっても議論内容が継続される。
- ・ チームで仕事をする事で目指す方向がブレない。
- ・ 担当者の負担軽減（一人の仕事にしない）
- ・ 持続可能な仕組みを目指せる。

○市内相談支援事業所からも基幹相談支援センターが出来たことで相談がしやすくなったとの声がある

基幹相談支援センター

○役割が明確化された

➡これまで、委託相談支援事業所として地域づくりには参画していたが、計画相談がメインで市内の相談支援事業所から見た時に役割が不明確であったと感じていた。基幹相談支援センターとなり中核機能③④を中心に取り組む事で、役割が明確となり専門性の担保につながったと感じている

○新たな取り組みの中で不安を感じる事もあるが、市と連携して地域づくりを行う楽しさを感じている

○官民協働の取り組みを始めたばかりですが、チームで行う「地域づくり」において、**ワクワク感**や**楽しみ**の共有が生まれ、確かな手ごたえを感じています。今後、継続する中でこそ生まれる目標や課題（**生みの苦しみ**）があると思いますが、その時は**県や県ADの支援**を頂きながらチームのメンテナンスを行い**育てる苦勞**（楽しみ）に変えていき、持続可能な取り組みを目指して進めていきたいです



宇佐神宮
御鎮座
1300年

USAJINGUU 1300 YEARS

- ・大分県宇佐市
- ・宇佐市自立支援協議会